

○安全運転管理者等の解任命令

(第 74 条の 3 第 6 項)

処分基準

令和 4 年 10 月 1 日作成

法令名	道路交通法
根拠条項	第 74 条の 3 第 6 項
処分の概要	安全運転管理者等の解任命令
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	
処分基準	別紙のとおり
問い合わせ先	交通部交通企画課安全係

別紙

[別紙参照]